

様式第6（第2条関係）（平16経産令76・追加、平18経産令68・平22経産令19・平29経産令18・一部改正）

有価証券明細表

事業者名

年 月 日現在

株 式	銘 柄	株 式 数	貸借対照表計上額
			円
	計		
債 券	銘 柄	券 面 総 額	貸借対照表計上額
		円	円
	計		
そ の 他	種類及び銘柄	投 資 口 数 等	貸借対照表計上額
			円
	計		

備考

- 1 関係会社以外の有価証券を記載すること。
- 2 投資有価証券と流動資産に計上した有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り。）をいう。以下同じ。）及びその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）に区分して記載すること。
- 3 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が一般ガス導管事業者の資本金額（純資産の合計額が、資本金額に満たない場合には、当該合計額。以下同じ。）の100分の1以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の1を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄（貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。）について記載すること。
- 4 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載

し、記載を省略した債券については、社債、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

- 5 株式の銘柄は、「何会社第一新株」、社債の銘柄は、「何会社第何回物上担保付何号社債」並びに国債及び地方債の銘柄は、「第何回何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債については、その旨を付記すること。